

学校施設使用の手引き

(改訂第5版)

令和4年10月
武蔵野市教育委員会

はじめに

武蔵野市教育委員会では、「武蔵野市立学校施設の開放に関する条例」を定め、生涯学習社会における学習、文化、スポーツ等の地域活動の場として、学校施設を開放しています。

もとより、学校施設は児童・生徒の教育のための施設ですので、学校教育に支障が出ないよう、その使用にあたっては自ずから制約があります。そこで、学校を使用するにあたっての手続きや使用の際の注意事項をまとめ、平成8年12月に「学校施設使用の手引き」の初版を作成しました。

今回、改めて「学校施設使用の手引き」改訂第5版を作成しました。この手引きを参考にして、円滑な学校施設開放が実施できますようご協力くださるとともに、団体の活動がさらに活性化されますことをお祈りいたします。

令和4年 10 月

武蔵野市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 開放時間と開放の管理責任者	3
2. 開放を行う施設	3
3. 開放施設を使用できる方	3
4. 使用料と使用料の減免	4
(1) 使用料	4
(2) 使用料の減免	5
5. 団体登録	6
(1) 団体登録の要件	6
(2) 団体登録申請書の記載方法	6
(3) 団体登録の提出場所	7
(4) 団体登録申請中の使用申込書の取扱い	7
(5) 団体登録の有効期限	7
(6) 団体登録内容変更届	7
6. 使用申込の受付	12
(1) 使用申込期日	12
(2) 使用申込書の記載方法	12
(3) 使用申込書の提出場所	13
7. 使用団体の選定	13
8. 使用料の納付	13
9. 使用上の注意	15
(1) 使用について	15
(2) 主な禁止事項	15
(3) 使用者の責任	15
(4) 使用承認の取消等	15
(5) 承認書兼完了届	16
10. 使用料の還付	18
(1) 還付を行う場合	18
(2) 還付申請書の記載方法	18
(3) 還付申請の手続き	19

1. 開放時間と開放の管理責任者

学校施設開放は、学校教育に支障のない限り午前9時から午後9時まで実施しています。したがって、授業時間中であっても、使用にあたって支障のない施設であれば貸し出すことにしています。

この開放は、教育委員会の責任で実施しますが、円滑な開放を実施するために、学校に常駐している方を学校開放管理者に選任し、教育委員会の非常勤職員として開放全般について管理をしていただいています。現在は副校長に開放管理者をお願いしています。

2. 開放を行う施設

開放を行う施設は、校庭・体育館・武道場・特別教室・テニスコート・第四中学校温水プールです。

特別教室とは、音楽室等の特別教室・会議室(体育館内の会議室を含む)・練習室・ブレイルーム・千川小学校特別教室(ふれあいホール大会議室ほか)などです。

3. 開放施設を使用できる方

学校施設開放により開放する施設は、市内に在住・在勤・在学している方であれば誰でも使用することができます。ただし、未成年者だけの使用はできません。

利用団体は、市内に在住・在勤・在学している方が全体の2分の1以上を占める必要があります。

これらの条件に該当している団体であっても、次のような使用はできません。

- (1)政党が使用する場合や、政党でなくても政治的活動のための使用と認められるとき。
- (2)宗教団体が使用する場合や、宗教団体でなくても宗教的活動のための使用と認められるとき。
- (3)営利を目的とした団体が使用する場合や、営利を目的とする使用と認められるとき。
- (4)団体が使用をすることに管理上支障があると認められるとき。

4. 使用料と使用料の減免

(1) 使用料

時間区分をまたがって使用する場合は、両方の時間区分の料金がかかります。

施設		時間区分				
		9～13時	13～17時	17～21時		
校庭		1,000円	1,000円	1,000円		
体育館(大)	全面使用	4,000円	4,000円	4,000円		
第一・第二・第三・第四中学校	1/2使用	2,000円	2,000円	2,000円		
その他の体育館		2,000円	2,000円	2,000円		
武道場	全面使用	2,000円	2,000円	2,000円		
第二・第四中学校	1/2使用	1,000円	1,000円	1,000円		
特別教室等						
第一中学校	音楽ホール	3,000円	3,000円	3,000円		
第四中学校	和室	2,000円	2,000円	2,000円		
	研修室	2,000円	2,000円	2,000円		
	プレイルーム	2,000円	2,000円	2,000円		
大野田小学校	体育館会議室	500円	500円	500円		
本宿小学校	集会室	500円	500円	500円		
千川小学校	トレーニングルーム	1,000円	1,000円	1,000円		
	大会議室	1,500円	1,500円	1,500円		
	和室	1,000円	1,000円	1,000円		
	ふれあいホール	5,000円	7,000円	10,000円		
	(ふれあいホール附属設備)	グランドピアノ	1,000円	1,000円	1,000円	
	(ふれあいホール附属設備)	ビデオプロジェクター	2,000円	2,000円	2,000円	
	(ふれあいホール附属設備)	16mm映写機	1,000円	1,000円	1,000円	
	(ふれあいホール附属設備)	ピンスポットライト	1,000円	1,000円	1,000円	
	その他の特別教室等		500円	500円	500円	
	温水プール	1コース	貸切使用2時間以内			
第四中学校		2,500円				
テニスコート(1面)	※17時～19時(16時～18時)は5～8月のみ					
第一・第二・第三・第四・第五 中学校	9～11時	11～13時	13～15時	15～17時	17～19時	
	600円	600円	600円	600円	600円	
第六中学校	×	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	
	×	600円	600円	600円	600円	

(2) 使用料の減免

使用料を減額又は免除する場合は、次のとおりです。

- ① 市や教育委員会の主催事業又は市や教育委員会が共催する事業。[免除]
- ② 次の団体で、団体登録申請をし、認定登録団体として認められた団体。[免除]
ただし、団体構成員以外の者から参加料を徴収する場合及びテニスコート、温水プールを除く。
 - a) PTAサークル団体(PTAに所属している人が団体の構成員の過半数を占める団体。)
 - b) 武蔵野市民芸術文化協会、武蔵野市体育協会、武蔵野市少年野球連盟、武蔵野市早朝野球連盟及びこれら各団体に属する団体。
 - c) 青少年の健全育成を目的として活動する団体。(18歳以上の指導者がいることが条件になります)青少協地区委員会、青少年団体登録団体など。
 - d) 武蔵野市の社会教育関係団体として登録している団体。
 - e) 地域の行事等に参加・支援する団体又は地域振興に寄与する団体。(地域ぐるみの活動や、地域の文化・スポーツ活動の発展に寄与する団体が対象です。)
- ③ 障害者団体[免除]
障害者数が全体の3分の1以上を占める団体。ただし、団体構成員以外の者から参加料を徴収する場合及びテニスコートを除く。
- ④ 高齢者団体[免除]
満65歳以上の方が全体の3分の2以上を占める団体。ただし、団体構成員以外の者から参加料を徴収する場合及びテニスコートを除く。
- ⑤ その他の団体
 - a) 公共的な団体(税務署等)がその組織の目的(税務業務等)のために使用する場合 [免除]
 - b) 学校施設開放運営委員会が使用する場合 [免除]
 - c) PTAが組織として使用する場合 [免除]
 - d) 公共的な団体やその組織員がその組織の目的以外に使用する場合 [半額に減額]
公共的団体の組織員とは、学校教職員や市の職員も含まれます。市民等と混在している場合は、公共的団体の組織員が全体の3分の2以上を占める団体であればこれが適用されます。

5. 団体登録

開放施設の恒常的使用を予定している団体は、団体登録をしてください。複数の学校を使用する団体は、使う学校ごとに団体登録をしてください。なお、登録した団体は、毎月の使用申込書を提出する際、使用する者の名簿の添付を省略できます。

(1) 団体登録の要件

団体登録をする場合には、次の要件をすべて備えていなくてはなりません。

- ① 団体構成員が10名以上いること。(テニスコートを1面のみ使用する団体は4名以上)
- ② 市内在住・在勤・在学者が2分の1以上いること。
- ③ 代表者が成人であること。
- ④ 会費を徴収している団体においては、会計内容が明らかになっていること。

(2) 団体登録申請書の記載方法 (P8 様式第1号参照)

- ① 申請年月日及び使用学校名を記入してください。
なお、学校名には「小」「中」まで記入してください。
- ② 団体の「所在地」は、代表者住所又は勤務先(職場のグループの場合)を記入します。
- ③ 「連絡先」は当日の使用内容をよく理解し、すぐ連絡が取れる人を記入します。
- ④ 「使用施設」は、校庭・体育館等の区分を記入します。
- ⑤ 「会費等」は徴収している場合に記入をします。
- ⑥ 「登録の種別」は、該当する番号を囲んでください。
- ⑦ 「活動内容」は、学校施設でどのような活動をするのか(種目等)を書いてください。また、「登録の種別」の2-(5)に該当するのは町内会、団地自治会などです。該当すると思われる団体については、地域での活動実績や地域との関係等を合わせて記入してください。
- ⑧ 「構成員」には、団体の構成員数を子ども・大人別で人数を記載してください。なお、子どもは小・中学生とします。幼児は、備考欄にその旨を記載してください。
- ⑨【添付書類 1】 構成員名簿 (P9参照)
構成員名簿の「住所」欄には、在学・在勤の方は、学校・勤務先の名称と所在地を記入します。なお、使用する学校の児童生徒が構成員の一部となっている場合は、その部分の構成員名簿を省略することができます。
PTAの場合は、備考欄にPTA会員と記載してください。
障害者団体の場合は、備考欄にそれぞれの身体障害者手帳や愛の手帳の番号を記載してください。
高齢者団体の場合は、65才以上の方は年齢欄の「65才以上」に○を記載してください。
- ⑩【添付書類 2】 予算書又は決算書
会費を徴収している団体は当該年度の予算書か前年度の決算書を添付してください。これは、営利を目的として使用する団体かどうかの確認をするために行うものです。団体が外部より講師を依頼するために会費を徴収することは構いませんが、団体や団体に属する特定の人々の利益のために会費を集めている場合は、営利団体と考えられます。
- ⑪【添付書類 3】 所属団体登録証明
体育協会や芸術文化協会等に加盟していることにより使用料の免除の申請をする団体は、加盟状況を把握するため、登録料を払った領収書の写しや、加盟証明などを添付してください。

(3) 団体登録の提出場所

副校長事前相談

団体登録申請書は、使用する予定の学校の副校長又は施設管理員に提出してください。複数の学校を使用する予定の場合は、使う学校毎に提出してください。

後日、団体登録が完了した団体に対して、教育委員会より「使用団体登録認定(非該当)通知書」(P10参照)を交付します。

(4) 団体登録申請中の使用申込書の取扱い

教育委員会が「使用団体登録認定(非該当)通知書」を交付するまでは、団体登録の手続きが完了していません。したがって、団体が「使用団体登録認定(非該当)通知書」を交付前に施設使用申込書を提出する場合は、使用する方の名簿を添付して申し込んでください。また、手続きが完了していないことにより、使用料の減免も認められません。

(5) 団体登録の有効期限

団体登録には特に有効期限を定めていませんが、おおむね3年程度で再登録を行います。学校によっては団体の正確な把握のために短い期間で再登録を行うことがあります。

(6) 団体登録内容変更届 (P11 様式第3号参照)

団体登録した団体が、代表者の変更、構成員の変更、団体運営上の変更、団体の解散、開放施設を使用する予定がなくなった場合等は、団体登録内容変更届を提出してください。

※構成員の変更の場合、変更となった方のみでなく団体構成員全員分の名簿を提出してください。

なお、減免に該当しない団体が減免団体になる場合は改めて団体登録が必要です。

生涯学習スポーツ課

教育企画課

登録して宜しいか伺います。

係員	主任	係長	課長

公印管理者

団体登録No. _____

様式第1号（第11条関係）

武蔵野市立学校施設使用団体登録申請書

年 月 日

武蔵野市教育委員会 殿

市立 _____ 学校の開放施設を使用したいので、次のとおり団体登録を申請します。

フリガナ			
団体名			
所在地	郵便番号		
フリガナ		電話	
代表者		番号	
住所	郵便番号		
連絡先	フリガナ	フリガナ	
	氏名	氏名	
	電話番号	電話番号	
使用施設		会費等	
登録の種類	1 市・教育委員会の主催・共催		
	2 認定団体としての登録		
	(1) P T Aサークル活動団体		
	(2) 市民芸術文化協会・体育協会・少年野球連盟・早朝野球連盟加盟団体		
	(3) 青少年の健全育成を目的として活動する団体		
	(4) 社会教育関係登録団体 No. _____		
	(5) 地域の行事等に参加・支援する団体又は地域振興に寄与する団体		
	3 障害者団体・高齢者団体		
	4 公共的団体・運営委員会・P T A・教育委員会の承認（使用料 1 / 2 減額・免除）		
	5 その他の団体		
(1) 上記に該当しない社会教育団体・文化活動団体			
(2) 上記に該当しない体育・レクリエーション団体			
(3) その他の団体			
活動内容			
構成人員	合計 _____ 人	内訳	子ども（小・中学生） _____ 人 大人 _____ 人

団体名 _____

学校施設使用団体構成員名簿 (_____ 枚目)

番号	氏名	年齢	住所 (在勤・在学の場合は勤務先等と所在地)	備考
1		小中学生/未成年 成人/65才以上		
2		小中学生/未成年 成人/65才以上		
3		小中学生/未成年 成人/65才以上		
4		小中学生/未成年 成人/65才以上		
5		小中学生/未成年 成人/65才以上		
6		小中学生/未成年 成人/65才以上		
7		小中学生/未成年 成人/65才以上		
8		小中学生/未成年 成人/65才以上		
9		小中学生/未成年 成人/65才以上		
10		小中学生/未成年 成人/65才以上		
11		小中学生/未成年 成人/65才以上		
12		小中学生/未成年 成人/65才以上		
12		小中学生/未成年 成人/65才以上		
14		小中学生/未成年 成人/65才以上		
15		小中学生/未成年 成人/65才以上		
16		小中学生/未成年 成人/65才以上		
17		小中学生/未成年 成人/65才以上		
18		小中学生/未成年 成人/65才以上		
19		小中学生/未成年 成人/65才以上		
20		小中学生/未成年 成人/65才以上		
21		小中学生/未成年 成人/65才以上		
22		小中学生/未成年 成人/65才以上		
23		小中学生/未成年 成人/65才以上		
24		小中学生/未成年 成人/65才以上		
25		小中学生/未成年 成人/65才以上		

※備考には、代表、監督、コーチ、会計等を記入してください。

令和4年6月21日

市立 第四小 学校

登録団体No. 04-00
シヨウガイタツキユウクラブ
団 体 名 生涯卓球クラブ
シヨウガイガクシュウ ハジメ
代表者名 生涯学習 一 殿

武蔵野市教育委員会

公印

令和4年6月8日付けで申請のあった開放施設の使用に係る団体登録について、貴団体は、次に掲げる第2項のように取り扱うことになりましたので、お知らせします。

なお、使用申込の際には、使用する者の名簿及び会計内容を明らかにする書類の添付を省略できます。

- 1 武蔵野市立学校施設の開放に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第9条第1項第1号又は第2号に該当する団体であると認定し、以後、学校開放施設の使用料を免除します。
- 2 規則第9条第1項第3号に該当する団体であると認定し、以後、認定登録団体として、団体構成員以外の者から参加料を徴収する場合及びテニスコート又は温水プールを使用する場合を除き、学校開放施設の使用料を免除します。
- 3 規則第9条第1項第4号に該当する団体であると認定し、以後、団体構成員以外の者から参加料を徴収する場合及びテニスコートを使用する場合を除き、学校開放施設の使用料を免除します。
- 4 規則第9条第1項第5号に該当する団体であると認定し、以後、学校開放施設の使用料を（1／2に減額・免除）します。
- 5 規則第9条各号に該当しない団体ですので、使用料の減免はありません。

係員	主任	係長	課長

変更登録して宜しいか伺います。

様式第3号（第12条関係）

武蔵野市立学校施設使用団体登録内容変更届

年 月 日

武蔵野市教育委員会 殿

学 校 名 _____ 学校

登録団体番号 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

団体登録の内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変更事項（該当するものを○で囲んでください。）

1 代表者		2 団体名		3 活動内容	
4 団体の解散		5 開放施設を使用する予定がなくなった（登録の抹消）			
6 その他（		）			
1 団体代表者に関する事項			2 から 6 まで 団体名等その他の事項		
現 行	フリガナ				
	氏名				
	年齢				
	住所	郵便番号			
	電話				
変 更 後	フリガナ				
	氏名				
	年齢				
	住所	郵便番号			
	電話				

6. 使用申込の受付

(1) 使用申込期日

学校施設を使用する場合は、使用する予定の前月の15日(学校によって早めに設定している場合あり)までに使用申込書を提出してください。

15日までに提出された使用申込により使用団体を決定しますが、その後、開放可能な時間がある場合は、先着順で使用申込をすることができます。

(2) 使用申込書の記載方法 (P14 第1号様式参照)

① 申込年月日を必ず記入してください。

② 団体登録番号

団体登録をしている場合は、団体登録番号を記入してください。

③ 使用場所

必ず使用する学校名を記入してください。なお、学校名には「小」「中」まで記入してください。

体育館が2か所ある学校は、どこを使用するのか正確に書いてください。

中学校の施設を使用する場合、体育館・武道場については全面使用または片面使用、テニスコートは面数(1面または2面)を正確に記入してください。

なお、体育館とは、体育館内の体育室を指し、体育館内の会議室やトレーニングルームは、すべて特別教室等になります。

④ 使用日時

使用完了届の関係で、1枚の申込書に7回分まで記入してください。

8回目以降は、もう1枚申込書を作成してください。

⑤ 使用内容

開放施設を利用するにあたって何をするのか(種目等)を書いてください。

⑥ 使用者数

使用予定の人数を書いてください。

⑦ 借用器材

使用に際し、施設の付帯設備を含め借用する物品を書いてください。

⑧ 備考

使用に際し、外部より器具等を搬入する場合や、やむをえず校内に自転車や自動車を乗入れる場合は、ここに記入してください。

⑨ 減免の理由

使用料が減免になる団体の場合は必ず記入してください。

1～4のうち該当する登録の種別を丸で囲んでください。

「2. 認定登録団体」または「3. 障害者・高齢者」を丸で囲んだ団体のみ、「会員以外からの会費等の徴収」の有無について記入してください。

なお、減免にあたらぬ団体の場合は、記入しないでください。

⑩ 名簿の添付

団体登録をしていない団体の場合は、使用する方の名簿を添付してください。(用紙は、学校施設使用団体構成員名簿の用紙を使用してください。)

名簿の「住所」欄には、在学・在勤の方は、学校・勤務先の所在地を記入します。

障害者団体の場合は、備考欄にそれぞれの身体障害者手帳や愛の手帳の番号を記載してください。

なお、団体登録をしている団体は、添付を省略できます。

⑪ 予算書の添付

会費を徴収して使用する場合、その事業に関わる予算書を添付してください。

これは、営利を目的としての使用かどうかの確認をするために行うものです。

団体が外部より講師を依頼するために会費を徴収することは構いませんが、団体や

団体に属する特定の人の利益のために会費を集めている場合は、営利団体と考えられます。

なお、団体登録をしている団体は、添付を省略できます。

(3) 使用申込書の提出場所

使用する学校の副校長又は施設管理員に提出してください。

7. 使用団体の選定

毎月15日の使用申込締切(学校によって早めに設定している場合あり)後、各学校にある学校施設開放運営委員会または副校長が、使用可能団体を選定します。

同じ時間帯に使用申込が重複した場合は、地域団体や減免団体等の内容を確認して選定を行います。

選定後、使用承認書を交付します。なお、使用料を納付する団体については、使用料が記載された納入通知書を合わせて交付します。

8. 使用料の納付

使用料を納付する団体は、月ごとの第1回目の使用前までに納入通知書に記載された金融機関窓口にて使用料を全額納付しなければなりません。学校で現金にて納付することはできません。

二重線や訂正印、修正テープ等を用いた場合でも、金額欄の修正は一切できません。金額に変更が生じた場合には、新しい納入通知書にて納付してください。

使用料を納めない場合は、その承認書に記載された全ての日の使用を取り消すこととなります。

武蔵野市立学校施設使用申込書（兼使用料減免申請書）

受付 No. _____（ ）

武蔵野市教育委員会 殿

次のとおり使用したいので、承認願います。

使用にあたっては、武蔵野市立学校施設の開放に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、火災、事故、破損等の危険防止に努め、万一使用中に起きた一切の事故については全責任を負います。

		申込日	令和4年4月5日	
団体名	しょうがいたつきゅうくらぶ 生涯卓球クラブ		団体登録 No. 4 - 00	
代表者氏名	スポーツ 太郎		電話番号 080-000-0000	
申込者	住所 武蔵野市吉祥寺東町0-0-0			
	氏名 スポーツ 花子		電話番号 080-000-0000	
使用場所	学校名を記入し、使用施設を○で囲んでください（特別教室等には施設名を記入）。			
	第四小 学校	1. 校庭 <input checked="" type="radio"/> 2. 体育館（大・小／全面・半面） 3. 武道場（全面・半面） 4. テニスコート（ 面） 5. 四中プール（ コース） 6. 特別教室等（ ）		
使用日時	令和4年 5 月使用分			
	10日（日曜）	9時00分～	12時00分	/
	12日（水曜）	9時00分～	12時00分	
	日（曜）	時 分～	時 分	
	日（曜）	時 分～	時 分	
	日（曜）	時 分～	時 分	
	日（曜）	時 分～	時 分	
	日（曜）	時 分～	時 分	
使用内容	卓球			
使用者数	子ども（小・中学生） 4 人・大人 5 人 計 9 人			
借用器材	卓球台			
備考				
使用料減免申請の場合は必ず記入してください（減免の理由）。			会員以外からの会費等の徴収	
1. 市・教育委員会主催共催			—	
2. <input checked="" type="radio"/> 認定登録団体			有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
3. 障害者・高齢者			有・無	
4. 公共的団体・運営委員会・PTA・教育委員会の承認 / 半額・全額			—	
* 承認・不承認	使用料	円＝減免額	円＝納付額	円

注

- 1 太枠の中を記入してください。
- 2 時間は24時間表記で記入してください
- 3 *印の欄に記入しないでください。

（運営委員会保管）

9. 使用上の注意

学校は、学校教育のために作られた施設です。したがって、開放により団体が使用する場合でも、翌日の授業等に影響があることは許されません。使用承認書裏面に注意事項が書かれていますので、使用する方全員が良く読んで理解されますようお願いいたします。

(1) 使用について

- ① 承認書と使用料の領収書(全額減免の場合を除く)を、使用当日必ず学校で提示してください。提示のない場合は、使用できないことがあります。
提示は、日中であれば副校長又は施設管理員に、夜間の場合は施設管理員になります。使用料を納めるべき団体は、使用料領収書も提示してください。
- ② 承認書は、他人に貸したり、譲ったりすることはできません。使用承認された目的以外では使用できません。使用承認された場所以外には立入りできません。
- ③ 準備、後片付け等に要する時間は、使用時間に含まれています。終了の際は、必ず時間内に清掃等を済ませて、施設を元の状態に戻し退出してください。
- ④ 体育館を使用する場合は、必ず体育館履きを用意してください。
- ⑤ 火気の取扱いには特に注意し、使用後の確認をしてください。
- ⑥ 使用終了後は、この完了届に必要な事項を記入して提出してください。1枚の届書を数回にわたって使用する場合は、その都度提示し、最終使用日終了後に提出してください。
- ⑦ 電話の取り次ぎは、緊急時のみとし、原則対応しません。
- ⑧ 納めた使用料は、教育委員会規則で定めるもののほかはお返しできません。

(2) 主な禁止事項(特別な事情がある場合は事前に学校と相談してください)

- ① 施設に特別な設備や変更を加える、特別な器具等の持ち込み。
- ② 車両(自転車を含む)での来校。
- ③ 喫煙、飲食。

(3) 使用者の責任(自己責任)

使用にあたっては、火災、事故、破損等の危険防止に努めてください。

万一使用中に起きた一切の事故については、使用者が全責任を負います。そのため、スポーツ活動を行う団体は、傷害保険に加入されることをお勧めします。

- ① 事故(怪我など)が発生した場合は使用者が対応してください。
- ② 施設、その他の器具等を壊したり、なくしたりした場合には、相当額の弁償をしていただきます。
- ③ 近隣の住宅等に損害を与えた場合は、相当額の弁償を行い、必ず報告してください。

(4) 使用承認の取消等

次の各号に該当する場合は、教育委員会がその使用条件を変更し、使用を停止し、又は承認を取り消すことがあります。

- ① 承認された使用目的又は使用条件に違反したとき。
- ② 条例又は規則に違反したとき。
- ③ その他教育委員会が特に必要と認めるとき

承認書の記入事項に変更のある場合は、速やかに学校へ連絡してください。

(5)承認書兼完了届（P17第2号様式参照）

その日の使用が終わりましたら、使用承認書兼完了届の使用日時右側の欄に使用人数、設備の状況、報告者氏名を記載し、施設管理員などに提示してください。

承認書に記載された最終の使用が終わった場合は、使用承認書兼完了届を施設管理員などに提出してください。

武蔵野市立学校施設使用承認書兼使用完了届

受付 No. _____ ()

次のとおり学校施設の使用を承認する。

運営委員会 確認欄			年 月 日	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">公 印</p> </div>	
		武蔵野市教育委員会			
団体名	しょうがいたつきゅうくらぶ 生涯卓球クラブ		団体登録 No. 4 - 00		
代表者氏名	スポーツ 太郎		電話番号 080-0000-0000		
申込者	住所 武蔵野市吉祥寺東町〇-〇-〇				
	氏名 スポーツ 花子		電話番号 080-0000-0000		
使用場所	学校名を記入し、使用施設を○で囲んでください（特別教室等には施設名を記入）。 1. 校庭 ○ 2. 体育館（大・小／全面・半面） 3. 武道場（全面・半面） 4. テニスコート（ 面） 5. 四中プール（ コース） 6. 特別教室等（ ）				
使用日時	令和4年 5月 使用分		使用者実数	設備の状況	報告者氏名
	10日(日曜)	9時00分～12時00分	計 9人	異常なし・異常あり	スポーツ花子
	12日(水曜)	9時00分～12時00分	計 人	異常なし・異常あり	中止
	日(曜)	時 分～ 時 分	計 人	異常なし・異常あり	
	日(曜)	時 分～ 時 分	計 人	異常なし・異常あり	
	日(曜)	時 分～ 時 分	計 人	異常なし・異常あり	
	日(曜)	時 分～ 時 分	計 人	異常なし・異常あり	
	日(曜)	時 分～ 時 分	計 人	異常なし・異常あり	
使用内容	卓球				
使用者数	子ども(小・中学生) 4 人・大人 5 人 計 9 人				
借用器材	卓球台				
備考					
使用者からの連絡事項	12日は学校行事のため中止。				
* 承認・不承認	使用料	2,000 円 - 減免額		2,000 円 = 納付額	0 円

注

- この使用承認書は、使用料の領収書を添えて（全額減免の場合は不要）使用するとき提示してください。
- 使用終了のたびに「使用者実数・設備の状況・報告者氏名」欄に記入のうえ提示し、最終使用日終了後に提出してください。
- 裏面の「注意事項」を確認して、使用者全員に周知してください。

（使用者→学校→教育委員会保管）

10. 使用料の還付

(1) 還付を行う場合

納入された使用料は、原則として還付いたしません。

ただし、次の場合においてのみ還付いたします。なお、還付すべき事由が発生した日から15日以内に申請を行わないと還付できなくなります。ただし、申請期限が日曜日等の場合は、期限を延ばします。

還付できる場合は、

- ①使用者の責任でない事由により全く使用することができなかった場合[全額返還]
例 校庭やテニスコート等の屋外施設で雨天やグラウンド不良により使用できないとき、又は学校の行事や緊急の工事等により使用できなかった場合など。
- ②使用日の8日前(1週間と1日前)までに使用の取り消しを申し出た場合で、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。[全額返還]
- ③使用日の7日前(1週間前)から3日前までに使用の取り消しを申し出た場合で、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。[半額返還]
次の理由は、相当の理由とは認められません。
 - a)他の施設を使用するという理由でのキャンセル
 - b)参加人数を確認しないで使用申込をし、実際に人数が集まらなかった場合のキャンセル
- ④団体が使用している最中に、学校や教育委員会の緊急の必要性によりその使用を止めさせた場合。[その都度考慮]

(2) 還付申請書の記載方法 (P20 第5号様式参照)

- ①申請年月日 必ず記入してください。
- ②申込者 使用料の還付請求の意思確認となりますので、必ず印鑑を押してください。印鑑のないものは還付できません。(認印で可)
- ③団体登録番号 団体登録をしている場合は、団体登録番号を記入してください。
- ④使用場所 必ず使用する学校名を記入してください。なお、学校名には「小」「中」まで記入してください。体育館が2か所ある学校は、どこを使用するのか正確に書いてください。中学校の施設を使用する場合、体育館・武道場については全面使用または半面使用、テニスコートは面数(1面または2面)を正確に記入してください。なお、体育館とは、体育館内の体育室を指し、体育館内の会議室やトレーニングルームは、すべて特別教室等になります。
- ⑤使用日時 必ず1日毎の申請にしてください。
- ⑥還付理由 必ず記入してください。
- ⑦振込先 後日、銀行振込にて還付しますので、記入漏れのないようお願いします。なお、氏名はカタカナで書いてください。

※書き損じが生じた場合は二重線で消し、必ず②と同じ印で訂正印を押してください。
(消せるペンでの記入、修正テープ等の使用不可。)

(3) 還付申請の手続き

還付申請書を提出する際には、使用料領収書、使用承認書(提出前の場合)を必ず副校長又は施設管理員に提示してください。

還付金は、指定された口座へ「武蔵野市会計管理者」名で振り込みいたしますが、振り込みまで約1か月から2か月かかります。

なお、還付金を別の日の使用料に充てることはできません。

武蔵野市立学校施設使用料還付申請書

受付No. ー ()

武蔵野市教育委員会 殿

学校開放施設の使用料について、次により還付されるよう領収書を提示して申請します。

令和4年6月6日

団体名	NBTAテニスクラブ		団体登録 No. 21 - 00
代表者氏名	生涯学習 博		電話番号 0422-00-0000
申込者	住所 武蔵野市中町0-0-0		
	氏名	スポーツ 勉	電話番号 080-0000-0000
使用場所	学校名を記入し、使用施設を○で囲んでください。（特別教室等は施設名を記入） 1. 校庭 2. 体育館（大・小／全面・半面） 3. 武道場（全面・半面） ④ テニスコート（ 1 面） 5. 四中プール（ コース） 6. 特別教室等（ ） 7. 付属設備（ ）		
使用日時	令和4年6月4日(土) 11時00分～13時00分		
還付金額	600 円		
還付理由	雨天のため		
振込先	金融機関名	生涯学習銀行	
	支店名	スポーツ支店	
	預金科目	普通・当座	口座番号
		1	2
		3	4
		5	6
		7	
	口座名義人（カタカナ）	スポーツ ット ム	
備考			

学校確認欄	還付理由 ・ 領収書 確認者氏名				
承認（1号該当・2号該当・3号該当・4号該当）		係	主任	係長	課長
不承認					
還付決定額	円				

※太枠線のみ記入してください。
 ※この申請書は、還付事由発生の日から15日以内に提出してください。

(教育委員会保管)

学校施設使用の手引き

発行年月 令和4年10月 改定第5版 第1刷

編集・発行 武蔵野市教育委員会教育部

生涯学習スポーツ課

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28

TEL 0422-60-1902